

居宅介護支援事業所重要事項説明書

《令和6年4月現在》

1 事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

- ・事業所名：ウエル居宅介護支援事業所
- ・所在地：福島県郡山市安積町笹川字経坦45
電話 024-946-0581
人数 6名以上
- ・介護保険事業者指定番号：0770300234
- ・サービス提供地域：郡山市、須賀川市、その他の地域

(2) 職員体制

- ・管理者兼介護支援専門員 1名（常勤専任）
- ・主任介護支援専門員 1名以上（常勤専任）
- ・介護支援専門員 4名以上（常勤専任）

(3) 営業時間

- ・月曜日～金曜日：8：30～17：00
- ・土曜日：8：30～12：15

(4) 休日

- ・日曜、祝日、12月31日～1月3日

2 当事業所の居宅介護支援の特徴等

- (1) 私たちは、利用者様が、その能力に応じ自立した日常生活を送れるよう配慮し、常に利用者様の意思及び人格を尊重し、その心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者様の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ公正中立に提供されるよう配慮し、居宅介護支援を行います。
- (2) 居宅介護支援の開始にあたっては、事前にその内容等についてご説明し、利用者様やご家族の同意を得て、安心した状況の中でサービスを提供出来るよう努めます。
- (3) 質の高いケアマネジメントの推進のため、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業所に以下について、利用者様に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表します。

①前6カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスの利用割合

②前6カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

3 サービスの内容と利用料金（契約書第3条～11条参照）

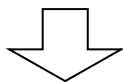
<サービスの内容>

（1）居宅サービス計画の作成

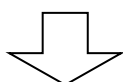
利用者様のご家庭を訪問して、利用者様の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」）が、総合的かつ公正中立に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成致します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>

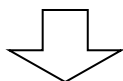
① 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。



②居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者様又はご家族等に対して提供し、介護支援専門員は利用者様のニーズを踏まえつつ、公正中立にご契約者にサービスの選択を求めます。



③介護支援専門員は、利用者様及びご家族の置かれた状況等を考慮して、利用者様に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。



④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その状況、内容、利用料等について利用者様及びご家族に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

(2) 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ①利用者様及びご家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ②居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③利用者様の意思を踏まえて、要介護認定の更新認定等に必要な援助を行います。

(3) 居宅サービス計画の変更

利用者様が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、当事業者と利用者様双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

(4) 介護保険施設への紹介

利用者様が居宅において日常生活を営むことが困難と認められる場合又は利用者様が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

(5) サービス提供における事業者の義務

当事業所では、利用者様に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者様に提供した居宅介護支援について記録を作成し、契約終了後も5年間保管し、利用者様または代理人の請求に応じて閲覧すること、複写物を交付する事が出来ます。
- ②利用者様が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他利用者様から申し出があった場合には、利用者様に対し直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得た利用者様及びご家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、利用者様の自己負担はありません。但し利用者様の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

○支払い方法

料金が発生する場合、毎月の精算とし、毎月10日までに前月分の請求を致しますので、請求月内にお支払いください。領収書を発行致します。お支払い方法は現金となります。

(1) 基本料金

居宅介護支援費 (I) 【居宅介護支援費 (II) を算定していない事業所】

区分	取扱い件数	要介護 1・2	要介護 3・4・5
i	45 件未満	1086 単位/月	1411 単位/月
ii	45 件以上 65 件未満	544 単位/月	704 単位/月
iii	65 件以上	326 単位/月	422 単位/月

※ (ii) (iii) については、45 件以上の超過部分にのみ適用されます。

※一定の ICT (AI 含む) の活用と事務員の配置により、定員上限を 45 人未満とする。

居宅介護支援費 (II)

- ・ 指定居宅サービス事業者等との間で居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステムの活用及び事務職員の配置を行っている事業所

看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価

	算定要件
居宅介護支援費 算定 (上記単位数)	モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の(原案の)作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていること 居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくこと

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価

	算定要件
基本報酬に 0.1% 上乘せ	新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和 3 年 9 月末までの間、基本報酬に 0.1% 上乘せする 尚、令和 3 年 10 月以降については国の通達に準じて対応とする

(2) 加算料金

①初回加算

料金	算定要件
300 単位／月	新規に居宅サービス計画を作成した場合、2 段階以上の要介護状態区分の変更認定を受けた場合

②入院時情報連携加算

加算名	料金	算定要件
入院時情報連携 加算（Ⅰ）	250 単位／月	入院した日のうちに、当該病院の職員に対して必要な情報を提供（入院日以前の情報提供含む） ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は入院日の翌日を含む
入院時情報連携 加算（Ⅱ）	200 単位／月	入院した日の翌日又は翌々日に当該病院の職員に対して必要な情報を提供 ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合、その翌日を含む

③通院時情報連携加算

料金	算定要件
50 単位／月	利用者様が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師に利用者様の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師から利用者様に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合

④退院退所加算

料金	算定要件
カンファレンス参加（無） 450 単位 / 1 回 600 単位 / 2 回	病院又は診療所に入院していた者又は、地域密着型介護老人福祉施設もしくは介護保険施設に入所していた者が退院又は退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設の職員と面談を行い、当該利用者様に関する必要な情報提供を受けたうえで居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用調整を行った場合 退院・退所後に福祉用具に貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するもの
カンファレンス参加（有） 600 単位 / 1 回 750 単位 / 2 回 900 単位 / 3 回	
入院、入所期間中	

⑤ターミナルケアマネジメント加算

料金	算定要件
400 単位 / 月	終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、当該利用者又は損家族の同意を得て、在宅を訪問し、利用者様の心身の状況等の情報を記録し、主治医及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供した場合

⑥緊急時等居宅カンファレンス加算

料金	算定要件
200 単位 / 月 月 2 回算定可能	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者様の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者様に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合

⑦特定事業所加算

加算名	料金
特定事業所加算（Ⅰ）	519 単位／月
特定事業所加算（Ⅱ）	421 単位／月
特定事業所加算（Ⅲ）	323 単位／月
特定事業所加算（Ⅳ）	114 単位／月

○特定事業所加算（Ⅳ） ⇒特定事業所医療介護連携加算 125 単位/月

- (1) 前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数（情報の提供を受けた回数）の合計が35回以上
- (2) 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定
- (3) 特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定していること

〔算定要件〕

	519	421	323	114
特定事業所加算の算定要件	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	(Ⅳ)
(1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は当該指定居宅介護事業所の他の職務と兼務をし又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務を差し支えない。	2名 以上	1名 以上	1名 以上	1名 以上
(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	3名 以上	3名 以上	2名 以上	常勤・非常勤各1名以上
(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること	○	○	○	○
(4) 24時間連絡体制の確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	連携可

(5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 である者の占める割合が 100 分の 40 以上であること	○	×	×	×
(6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること	○	○	○	連携可
(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
(8) 家族に対する介護等日常的に行っている児童や障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること	○	○	○	○
(9) 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○
(10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員 1 人当たり 45 名未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は 50 名未満）であること	○	○	○	○
(11) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること（平成 28 年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用）	○	○	○	連携可
(12) 他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること	○	○	○	連携可
(13) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○

※当事業所は、特定事業所加算Ⅱの算定要件を満たしております。

(3) 交通費

サービス提供地域（郡山市、須賀川市、その他の地域）にお住まいの方は無料です。

なお、サービス提供地域の境界から、利用者様の居宅までの往復の距離に1キロメートル当たり20円を乗じた金額を徴収させていただきます。

(4) 解約料

利用者の方はいつでも解約することができ、一切料金はかかりません。

4 サービスの利用に関する留意事項（契約書第3条参照）

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第3条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、利用者様に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②利用者様からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者様から特定の介護支援専門員の指名はできません。

5 契約の終了について（契約書第12条参照）

契約の有効期間は、契約締結日から利用者様の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の1か月前までに利用者様から契約終了の申し入れがない場合は、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが以下のような事項に該当する場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第12条参照）

①利用者様が死亡した場合

②要介護認定により利用者様の心身の状況が自立、要支援1・2と認定された場合

- ③利用者様が介護保険施設等に入所し、居宅サービス計画作成の必要性がなくなった場合
- ④事業者が解散、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥利用者様から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下（1）をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下（2）をご参照下さい。）

(1) 利用者様からの解約・契約解除の申し出（契約書第 12 条）

契約の有効期間であっても、利用者様から利用契約を解約することができます。その場合は、担当介護支援専門員にご連絡ください。ただし以下の場合には即時に契約を解約・解除することができます。

- ①事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ②事業者または介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失により利用者様の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 12 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①利用者様が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者様が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

6 サービス利用に関する苦情について（契約書第 16 条参照）

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談は下記の窓口で承ります。当事業所以外にも、市町村の苦情相談窓口等に苦情を伝えることもできます。

サービス相談窓口

苦情受付担当者：主任介護支援専門員 下川 洋子

電話番号：024-946-0581 FAX番号 024-946-0591

受付時間：月～土曜日 8：30～17：00（土曜日は12：15まで）

休日：日曜、祝日、12月31日～1月3日

苦情解決責任者：管理者 野崎 晶之

行政機関、その他の相談窓口

郡山市 介護保険課 電話024-924-3021

福島県運営適正化委員会 電話024-523-1251

須賀川市長寿福祉課介護保険係 電話0248-88-8117

7 事故発生時の対応（契約書第 14 条参照）

・事業者、介護支援専門員又は従業者が、居宅介護支援を提供する上で事故が発生した場合は、速やかに関係諸機関及び利用者様のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。事業所に連絡するとともに、利用者様の主治医又は医療関係への連絡を行い、医師の指示に従います。

8 賠償責任（契約書第 14 条参照）

・事業者の責任により利用者様に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者様に故意又は過失が認められる場合には、利用者様の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

9 秘密の保持（契約書第 13 条参照）

- ① 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者様及びそのご家族に対する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ② 事業者は、利用者様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者様の個人情報を用いません。
- ③ 事業者は、利用者様のご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、当該家族の個人情報を用いません。

10 虐待防止に関する事項（契約書第 20 条参照）

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待の発生又はその再発を防止するための指針を整備します。
- ② 虐待防止に関する責任者を選定し、苦情解決体制の整備と従業者に対する虐待防止の啓発・普及するための研修を実施します。
- ③ 成年後見制度の利用を支援します。
- ④ サービス提供中に当該事業所授業者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村へ通知します。

11 業務継続計画の策定等（契約書第 21 条参照）

感染症や災害が発生した場合にあっても利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう当該業務計画に従い感染症が発生又はまん延しないように次の措置を講じます。

- ① 感染症の発生又はそのまん延を防止するための指針の整備。
- ② 感染症の発生又はそのまん延を防止するための研修及び訓練の実施。

12 ハラスメントの防止に関する事項（契約書第 22 条参照）

利用者及びその家族はサービス利用にあたって次の行為を禁止します。

- ① 介護支援専門員に対する身体的暴力、精神的暴力。
- ② セクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為等）

13 本社の概要

- ・ 名称、法人種別 社会医療法人あさかホスピタル
- ・ 代表者役職、氏名 理事長 佐久間 啓
- ・ 事業者所在地、電話番号 福島県郡山市安積町笹川字経坦45
電話番号 024-946-0581
- ・ 定款の目的に定めた事業 1 病院・診療所・老人保健施設の経営
 - ・ 社会医療法人あさかホスピタル
 - ・ 社会医療法人あさかホスピタル併設介護老人保健施設啓寿園
 - ・ 社会医療法人あさかホスピタル附属あさかこころクリニック
- ・ 定款の目的に定めた業務 (1) 公衆衛生及び国民体位の向上、一般困窮者に対する医療救済
(2) 医薬学生、看護婦生徒の育成事業
(3) 精神医学の研究
(4) 精神障害者社会復帰施設ホーム
(5) 安積地域包括支援センター
(6) 訪問看護ステーション（介護予防含む）
(7) 指定居宅介護支援事業所（介護予防含む）

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 福島県郡山市安積町笹川字経坦45

名称 ウェル居宅介護支援事業所

説明者 氏名

私は契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用申込者 住所
氏名

家族（代理人） 住所
氏名